議案第50号

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例(昭和32年鹿児島県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第5条の2第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。